

項目	確認事項	確認
共	利用調整の方法（指数のしくみなど）を理解しました。	<input type="checkbox"/>
	希望園は入りたい順番・通える範囲で書きました（希望する認可保育園・幼保一元化施設・小規模保育施設は9か所以内、区立保育室・居宅訪問型保育事業は3か所以内）。	<input type="checkbox"/>
	書類不備の場合は受付できません。利用調整会議は、締切日までに提出された書類によって審査します。締切日後に提出された書類は、次の利用調整会議に反映します。	<input type="checkbox"/>
	申込み時点と入園時期の就労内容が異なる場合、利用内定や決定を取り消すことがあります（申込み時点の勤務先を退職して別の勤務先に就職した、育児休業後の就労内容が申込み時点より大幅に下回る場合など）。	<input type="checkbox"/>
	申込み後、仕事の状況や妊娠出産など家庭状況が変わった場合には、至急、資料を提出してください。資料提出がない場合、利用内定や決定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
	虚偽の申込みをした場合は、利用内定や決定を取り消します。	<input type="checkbox"/>
	提出された書類は返却できません。源泉徴収票、確定申告書等はコピーを提出してください。また、申込書等の写しが必要な場合はあらかじめコピーしてから提出してください。	<input type="checkbox"/>
	利用申込書裏面の「産前産後休暇・育児休業中で申込みの方」の①にチェックをした方は、調整指数の番号2番を適用します。なお、②に申請内容を変更する場合は、申込締切日までに「保育の変更届」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
	産休・育児休業中の申込み ：入園月の末日までに、申込み時点の勤務先へ復帰することが条件です。	<input type="checkbox"/>
	【復職するときの注意】 以下の条件を満たさない状態で復職した場合は、内定取消・退園となります。 ①申込み時点の勤務先へ復帰すること（転職は復職には含みません。）	<input type="checkbox"/>
②入園した月に就労実績があること（有給休暇は就労実績になりません。）	<input type="checkbox"/>	
③復職後の就労日数・時間が申込時と比較して大幅に下回っていないこと *大幅に下回っている場合とは、正規の勤務日数が減る（週5日勤務で申込みをした方が週4日で復職した）場合や、正規の就労時間が減る（1日8時間勤務で申込みをした方が1日7時間勤務で復職した）場合などです。 ただし、勤務先の育児時間の制度を取得する場合は、週4日・1日8時間以上または週5日・1日6時間以上のいずれかであれば退園（内定取消）にはなりません。	<input type="checkbox"/>	
就労中で、上のお子さんの入園月が、下のお子さんの出産予定月の、前2か月から後2か月までの5か月間にあたる場合 ①産後休暇後に復職せずに下のお子さんの育児休業を取得する場合は、出産要件としての申込みになります。 ②産後休暇後、直ちに、申込み時点の勤務先へ復帰する場合は、就労要件の申込みとして受け付けます。	<input type="checkbox"/>	
【在園児の継続通園の特例】 上記①の場合で、下のお子さんの出産要件で上のお子さんが入園した場合（区立保育室・居宅訪問型保育事業を除く）、在園児の継続通園の特例を適用します（申込みの際に就労証明書の提出が必要）。入園した上のお子さんは、生まれた下のお子さんが満2歳を迎える年の年度末まで在園が可能です。年度末までに復職できない場合は退園となります。	<input type="checkbox"/>	
出産要件（保護者が就労していない場合） ：承諾期間、申込みの有効期間は、出産予定月の前2か月から後2か月までの最大5か月間のみです。期間終了後、退園となります。	<input type="checkbox"/>	
求職中・就労内定要件 ：入園承諾期間は3か月です。入園後2か月以内に、最低条件を満たす就労を開始していることが確認できない場合は、退園となります。就労内定の場合、申込み時の内定先で就労を開始することが条件です。	<input type="checkbox"/>	
現在の職場に6か月以内に就労した場合で、前職があっても前職の採用年月日及び退職年月日のわかる資料の提出がない場合は、就労6か月以上の加算はされません。また、前職の退職日から現在の採用日までの期間が2か月以上あいている場合も加算されません。	<input type="checkbox"/>	
就労実績と収入実績に整合性がない場合、利用調整の時に減点や不利になる場合があります（育児休業中は除く）。 ※収入実績は最低賃金（1時間1,013円-令和2年度・東京都）と比較して判断します。 ※自営業等の場合で直近の確定申告書、源泉徴収票の提出がない場合は、「登記簿謄本、開業届、営業許可証等」と「直近2～3か月分の収入状況が確認できる資料」の2点の提出により、就労実態を確認させていただきます。	<input type="checkbox"/>	
保護者のいずれかが、保育士、幼稚園教諭として認可保育園、認定こども園、認証保育所、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業所、および待機児対策として自治体が設置した認可外保育施設に就労（内定を含む）している場合、保育士等優先にあたる利用調整基準の適用（同一指数時の優先順位の適用）を希望できます。希望される場合、保育士証または幼稚園教諭免許状の写し、申立書の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	
65歳未満の同居の祖父母がいる場合、祖父母が保育できないことを証明する資料を提出してください。提出がない場合は、利用調整の時に減点や不利になる場合があります。	<input type="checkbox"/>	
入園希望日において、渋谷区での引き続き住民登録期間の長い世帯は利用調整の時に有利になる場合があります。ただし、入園希望日から過去5年間に転出入があった場合は、過去5年間の住民登録期間を合算した期間を対象とします。	<input type="checkbox"/>	
転園は新規入園の方に比べて不利になる場合があります。 ・同一指数の場合は、新規入園のお子さんの後に利用調整対象となります。 ・認可園の在園児は有償で預けていても調整指数の番号8の加算対象外です。 ・0歳児園から1歳児クラスからの受入れ園への転園（1歳児クラスのみ対象）及び兄弟が通っている保育園への転園は新規申込と同様の扱いです。	<input type="checkbox"/>	
お子さんの保育時間は、各保育園の開園時間内で、支給認定証の保育必要量の範囲内で必要最低限の時間となります。ただし、保護者のいずれかが、保育にあたる日（平日が休み等）は家庭保育または9：00～16：00のお預かりとなります。	<input type="checkbox"/>	
申込みをしているお子さんや、兄弟姉妹の保育料（区立保育室、居宅訪問型保育事業の利用料金、延長保育料金を含む）に滞納がある場合は、利用調整の時に減点や不利になる場合があります。	<input type="checkbox"/>	
お子さんの状態（障害や疾病、発達の遅れなど、気になることがある）によっては、申込みをした保育園の状況により、利用する保育園を調整させていただくことがあります。	<input type="checkbox"/>	
また、利用申込時に上記内容の申し出がなく、内定後に判明した場合は内定を取り消す場合があります。	<input type="checkbox"/>	
兄弟で同時申込みを行い、同時に内定となった場合（上のお子さんが4月入園一次内定、下のお子さんが二次内定の場合も含む）、1人のみの辞退はできません。	<input type="checkbox"/>	
一次利用調整で内定となったお子さんは、二次利用調整の対象外です。ただし、区立保育室・居宅訪問型保育事業の一次選考内定後、二次で認可園に内定となる場合があります。	<input type="checkbox"/>	
入園後、渋谷区外に転出した場合、申込み要件と在籍している園により、在園期間が変更になります。（ただし、区立保育室・居宅訪問型保育事業・小規模保育施設は転出した月の末日で利用終了です。）	<input type="checkbox"/>	
【延長保育を希望する場合について】※定員に空きがない場合は延長保育の利用ができませんので、ご注意ください。 申込先 ◆区立園：内定した園を経由して入園相談係 ◆区立保育園以外：内定した園に直接	<input type="checkbox"/>	
入園するにあたり、延長保育の利用が必須条件となる場合は申込み時にお知らせください。この場合、延長保育が利用できない園には内定しません。	<input type="checkbox"/>	
ならし保育について お子さんが新しい環境になれ、安心して集団生活を送れるようにするために、入園後しばらくの間は保育時間を短縮して保育します。なお、転園（認可園・区立保育室・居宅訪問型等、他の保育施設からの移動）の場合もならし保育を実施します。	<input type="checkbox"/>	
4月（一次）入園の支給認定証交付時期は令和4年1月中旬となります。	<input type="checkbox"/>	
今回の保育園利用申込みの有効期間は、年度内です。次年度分は新たに申込みを行う必要があります。（令和4年度は令和5年1月入園まで有効です。）	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	確認
小規模保育事業	2歳児クラスまでの施設のため、卒園後の連携施設を指定しての申込みになります。	<input type="checkbox"/>
	ぶれあ保育園・上原、ぬくもりのおうち保育 神宮園の申込みをした方で、希望する連携施設に内定しない場合は、同園には内定しません。	<input type="checkbox"/>
	シエル小規模保育園・恵比寿の連携施設は、ポピンズナーサリースクール恵比寿南です。	<input type="checkbox"/>
	区外に転出をした場合は、転出日の属する月末で利用終了となります。	<input type="checkbox"/>
区立保育室・居宅訪問型	認可保育園の利用調整会議後、待機になった方の中で、選考を行います。定員を超えて申込みがあった場合は、認可保育園の利用調整基準により選考を行います。	<input type="checkbox"/>
	区立保育室及び居宅訪問型保育事業は、待機児童対策事業のため、利用開始後も引き続き認可保育園の利用調整の対象となります。利用中は認可保育園の申込取下げはできません。(申込取下げた場合は利用終了となります。)	<input type="checkbox"/>
	認可保育園入園の利用調整に当たっては、認可外保育施設に受託されている児童と同様に調整指数の番号8の加算対象となります(ただし、育児休業中は除きます)。	<input type="checkbox"/>
	認可保育園に内定した場合は利用終了となります。認可保育園の内定を辞退した場合もとなります。	<input type="checkbox"/>
	区外に転出をした場合は、転出日の属する月末でとなります。	<input type="checkbox"/>
	区立保育室及び居宅訪問型保育事業の申込みの必要がなくなった場合は、届出をしてください。	<input type="checkbox"/>
区立保育室	就労を理由に入園した場合に限り、在園中に下のお子さんを出産し、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は、在園期間の末日(最長で年度末)まで継続し通園することが可能です。※次年度に兄弟で申込みをし、待機児童となってしまった場合、在園中の上のお子さんは翌年度も通園できますが、下のお子さんの状況に関わらず復職が条件となります。	<input type="checkbox"/>
	育児休業中に、認可保育園へ内定した場合は、認可保育園入園月の末日までに復職することが条件となります。	<input type="checkbox"/>
居宅訪問型	利用内定から利用開始まで1か月程度の期間を要するため、各月の申込期限は、原則「居宅訪問型保育事業の利用希望月」の前月分の「認可保育園の入園希望月」の申込期限となります。	<input type="checkbox"/>
	通常保育時間の利用料金は、認可保育園の保育料と同額となり、運営事業者に直接お支払いいただきます。利用料金の他に、保育者の往復交通費として1日1,100円(一律)が必要です。(保育料がA・B階層になる世帯は免除となります。)	<input type="checkbox"/>
	公的交通機関が不通の場合は、タクシーを利用する場合があります、その際はタクシー代の実費が必要となります。	<input type="checkbox"/>
	急な保育・延長保育追加は、別途運営事業者の定める金額が必要です。	<input type="checkbox"/>
	利用料金、延長保育料金、往復交通費等の料金は、月単位で運営事業者への支払いとなります。	<input type="checkbox"/>
	運営事業者から食事提供はありませんが、利用料金から食事代金は差引きません。	<input type="checkbox"/>
	利用時間は、月曜日から土曜日まで(祝日、年末年始を除く。)の通常保育時間の範囲内で支給認定証の保育必要量の区分に応じ、通常の勤務時間に通勤時間を加えた時間になります。	<input type="checkbox"/>
	保護者のいずれかの方が帰宅された時点で、利用終了となります。	<input type="checkbox"/>
	保育者は、居宅訪問型保育事業に関する研修を受けた、保育士または保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者です。保育内容は運営事業者及び保育者にお任せください。保育者の指名はできません。	<input type="checkbox"/>
	自宅の広さなど、明らかに自宅内で保育ができる環境でない場合は、利用できません。また、家事サービスはできません。	<input type="checkbox"/>
	昼食(離乳食、冷凍母乳、粉ミルクを含む。)、おやつ等は保護者の方にご準備いただきます。食事をご自宅にある電子レンジで温める程度は可能ですが、調理(刻む、炒める、ゆでる等)はできません。	<input type="checkbox"/>
	保育者の保育中に、上のお子さん(小学生、中学生等)が帰宅する場合、上のお子さんを一緒に保育することはできません。	<input type="checkbox"/>
	渋谷区内の自宅以外の場所へ保育者を派遣することはできません。	<input type="checkbox"/>
	申込み内容に虚偽があった場合、利用料金、延長保育料金を滞納した場合、注意事項を遵守されていない場合は、利用を中止させていただきます。	<input type="checkbox"/>
	保育者を派遣できる日時は、保護者や同居の方が在宅していない日時に限ります(居宅内就労・疾病・介護理由での利用を除く)。実際の保育者派遣日時は、運営事業者と相談していただきます。	<input type="checkbox"/>
	利用期間中及び申込み後に、下のお子さんを出産される場合、出産予定月の前後2か月(合計5か月間)は利用可能です。保育者派遣日時は、運営事業者と相談していただきます。産後休暇後、育児休業を取得される場合は、利用終了となります。	<input type="checkbox"/>
	運営事業者は、しっかりとした保育者の採用研修を行い、保護者の方にもお部屋の中での過ごし方や注意事項、入ってはいけないお部屋などをお伺いしますが、万が一保育者の過失により、ご自宅の物品を破損した場合には、運営事業者が補償します。ただし、おもちゃやバギー等の、経年劣化等による破損等の補償はできかねます。	<input type="checkbox"/>
株式会社ポピンズ	通常保育時間は、7:30~18:30です。0歳~2歳までのお子さんをお預かりします。	<input type="checkbox"/>
	通常保育時間を超えるときは延長保育となり、別途運営事業者が定める金額が必要となります(最長で20:30まで)。ただし、利用時間は、支給認定証の保育必要量の区分の範囲内となります。	<input type="checkbox"/>
	利用可能な日数は、月曜日から土曜日まで(祝日、年末年始を除く。)のうち必要最低限の日数となります。	<input type="checkbox"/>

上記各項目について、全て同意の上で申込みます。

年 月 日

保護者署名

児童名

(. . 生)